

自主規制モニター会議
次第
(2024年10月29日(火) 10:00~11:30)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 今年度のモニタリングの重点項目（ご提案） 【資料1】

2. 自主規制制度の運営状況
 - (1) 品質管理レビュー制度 【資料2】
(資料配付)

 - (2) 上場会社等監査人登録制度 【資料3】
(資料配付)

 - (3) 個別事案審査制度（審査申立て制度を含む） 【資料4】
(資料配付)

 - (4) その他 【資料5】

3. 自主規制に係る論題
 - (1) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチーム 【資料6】
(資料配付)

 - (2) 個別事案審査における調査・審査の迅速化に係る対応 【資料7】
(資料配付)

 - (3) サステナビリティ情報の開示と保証に係る議論の状況 【資料8】

IV 閉会

《配付資料》

資料No.	資料
1	今年度のモニタリングの重点項目
2	品質管理レビュー制度の運営状況
3	上場会社等監査人登録制度の運営状況
4	個別事案審査制度の運営状況
5	公認会計士・監査審査会の行政処分勧告を踏まえた対応
6	懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの今後の活動
7	個別事案審査制度の調査期間短縮化に向けた検討
8	サステナビリティ情報の開示と保証

自主規制モニタ一会議委員

(五十音順、敬称略)

氏名	役職等
おおば あきよし 大場 昭義	日本公認会計士協会 外部理事 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会長
かんだ あさか 神田 安積	弁護士
こばやし まり 小林 麻理	早稲田大学 教授
しおたに きみろう 塩谷 公朗	公益社団法人 日本監査役協会 会長
たけの まりお 岳野 万里夫	日本証券業協会 副会長
はせがわ たかあき 長谷川 高顕	日本取引所自主規制法人 常任理事
はまだ やすし 浜田 康	公認会計士
みやぞの まさたか 宮園 雅敬	年金積立金管理運用独立行政法人 理事長

品質管理レビュー制度の運営状況

自主規制モニター会議

2024/10/29



日本公認会計士協会

2024年度品質管理レビューの実施状況

	2023年度実施状況	2024年度（9月末時点）		
		実施監査事務所数	既審議	未審議
通常レビュー(A)	81(51)	56(37)	5(1) ^(注1)	51(36)
改善状況の確認	9(6)	17(13)	1(0) ^(注1)	16(13)
合計(B)	90(57)	73(50)		
通常レビュー対象監査事務所(C) ^{*1}	222(133)	219(133)		
通常レビュー実施割合(A/C)	36%(38%)	26%(28%)		
品質管理レビュー実施割合(B/C)	41%(43%)	33%(38%)		

*1 4月1日現在
*2 括弧内は登録上場会社等監査人又はみなし登録上場会社等監査人に係る数値

(注1) 通常レビュー：いずれも重要な不備事項のない実施結果 改善状況の確認：改善不十分な事項のない確認結果
(注2) 2024年9月末時点で特別レビューの実施予定なし

《実施監査事務所数減少の主な理由》

- 上場会社等監査人登録制度上の“適格性の確認”に係るリソースの確保が必要であること。
(主に2024年9月末に登録申請期限を迎えるみなし登録上場会社等監査人からの登録申請に係る対応)
- レビューサイクルにより、2023年度に比してリソースを多く要する大手監査法人及び準大手監査法人の実施件数が多いこと。
- 上記のリソース確保のため、上場会社等の監査を行わない監査事務所について、リスク等を勘案の上、実施頻度の伸長を重点的に実施したこと。

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

上場会社等監査人登録制度の 運営状況

自主規制モニター会議

2024/10/29



登録の申請／登録の審査の状況（2024年9月末時点）

- 2023年7月時点（「適格性の確認」のためのセルフアセスメントを依頼したタイミング）において、「将来的に上場会社等の監査業務を継続する意向がある」ことを示した「みなし登録上場会社等監査人」は133事務所
- 133事務所の2024年9月30日（法令上の経過期間の終了日）時点における申請・審査の状況は次の表のとおり。

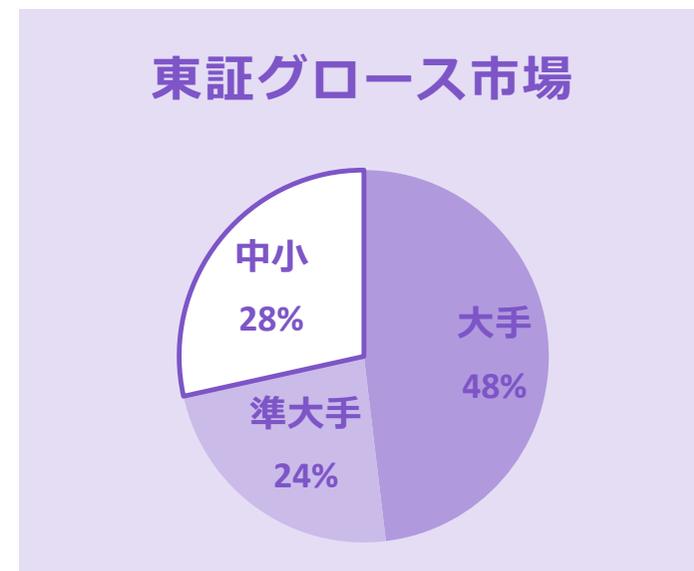
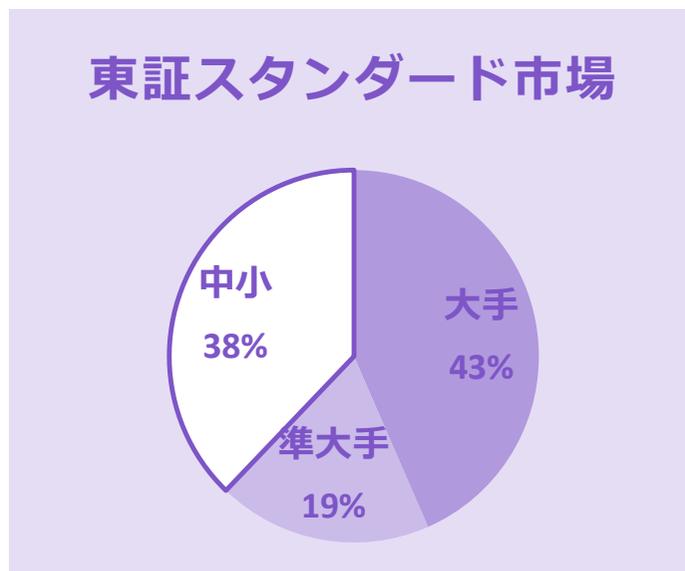
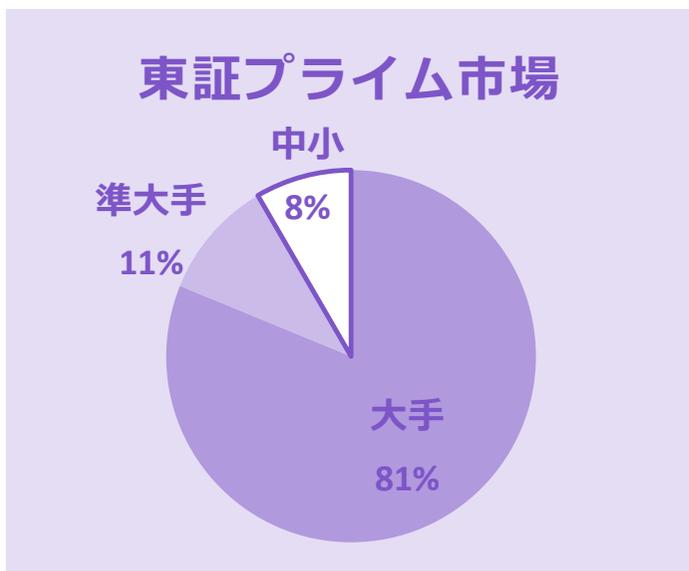
単位：監査事務所

未申請	審査済		合併等	申請予定なし	合計	
	審査未了	審査済				
		登録の実施				登録の拒否
0	19	108	0	4	2	133

（注1）「合併等」は、①PwC Japan有限責任監査法人（PwCあらた（存続）・PwC京都（消滅）の合併）、②ふじみ監査法人（双研日栄（存続）・青南（消滅）・名古屋（消滅）の合併）、③神陽監査法人の解散、の3件（合計4事務所分（下線部）の減少）

（注2）「申請予定なし」の2事務所は、いずれも法令上の経過期間内において、上場会社の会計監査人から交代し、監査契約を解除している。

(参考) 東京証券取引所の上場企業における監査事務所の規模別の割合



集計	件数 (社数)
大手	1,331
準大手	171
中小	138
合計	1,640

集計	件数 (社数)
大手	671
準大手	289
中小	584
合計	1,544

集計	件数 (社数)
大手	279
準大手	136
中小	165
合計	580

(注1) 集計日時点 (10/11) までにEDINETに提出された有報・四半期報の監査人情報を基に集計。

(注2) みなし登録上場会社等監査人が監査を行っている上場企業については件数から除外している。

チャート1：大手・準大手を除いた登録上場会社等監査人 (104事務所)の分布(値は2024/10/11時点)

社員人数と会社数に対応する売上高のバブルチャート

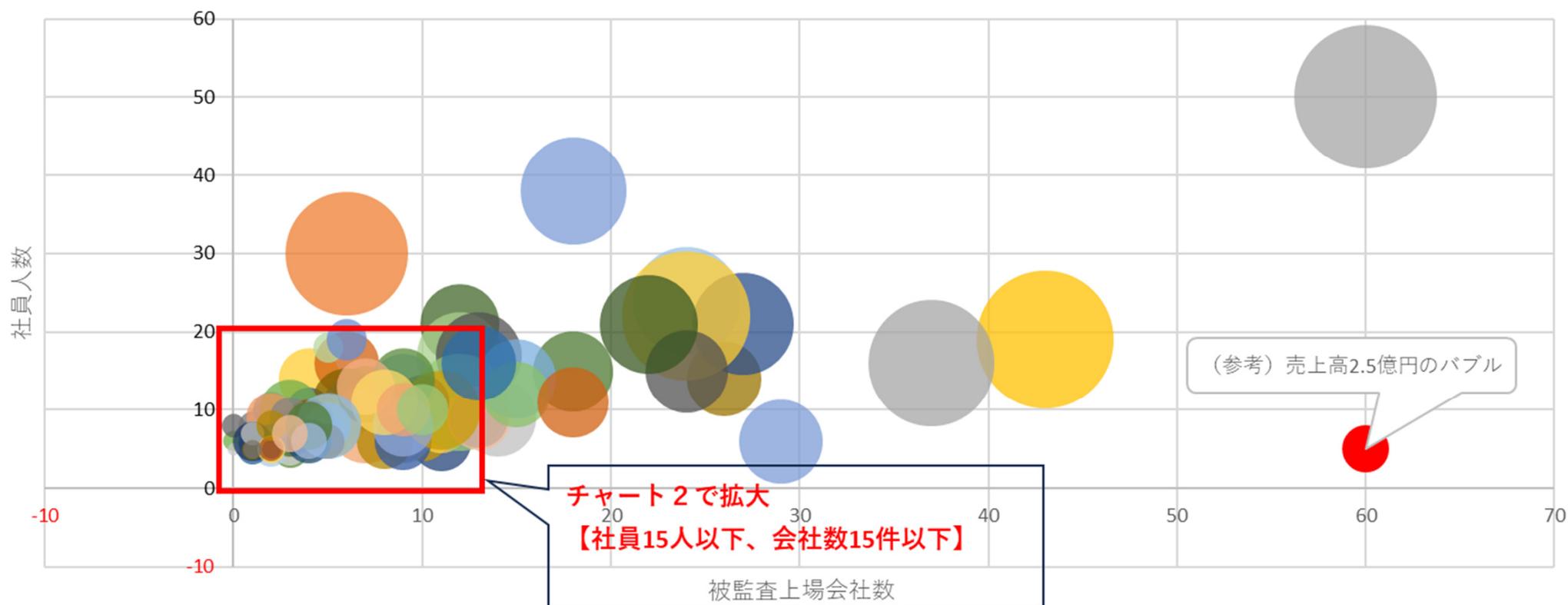
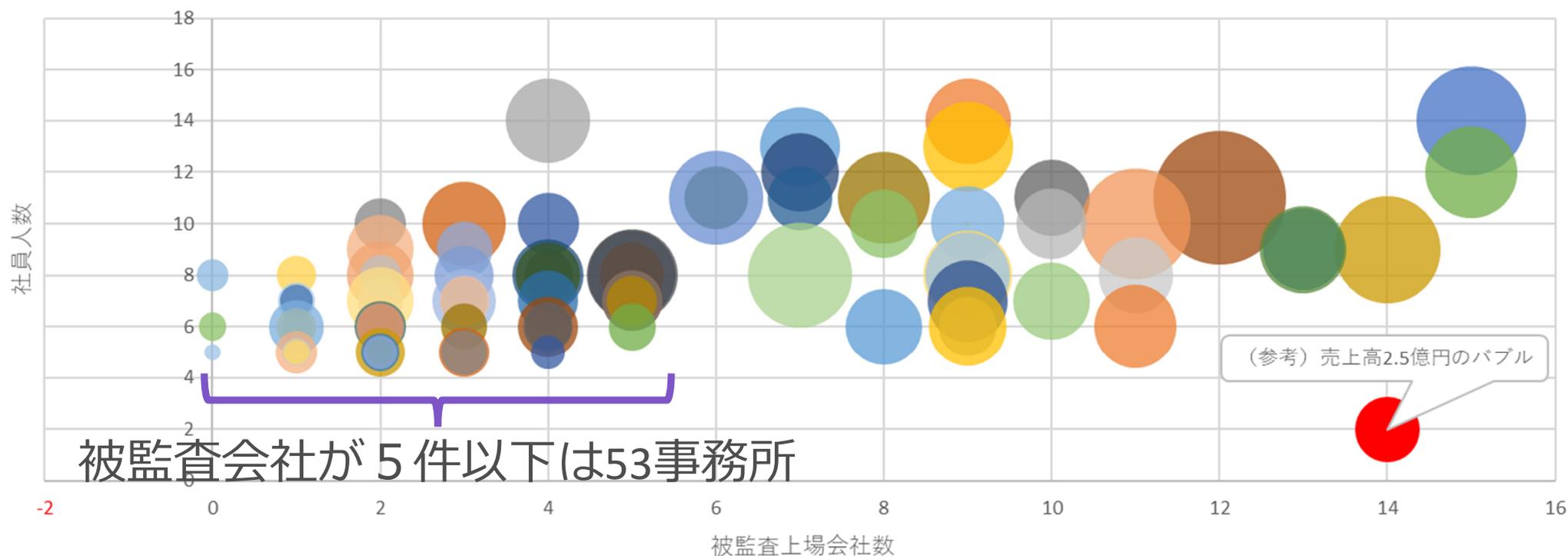


チャート2：104事務所中、「社員15人以下かつ上場会社等数15件以下」の条件に当てはまる監査事務所（83事務所）

社員人数と会社数に対応する売上高のバブルチャート

※チャート1の拡大図（社員15人以下、会社数15以下）



登録未了（審査中）のみなし登録上場会社等監査人への指導の状況

- 審査が10月以降になる主な理由

- ▶ 「適格性の確認ガイドライン」に提示されている目線への、監査事務所側の対応が遅れ、結果として登録申請自体が遅くなった。
 - ◆ 情報セキュリティ関係の対応に時間を要したケースが多く見られる。
- ▶ 「登録の審査のためのレビュー」を実施した結果、品質管理システムの整備状況に関して不備が見受けられたことから、登録の申請の取下げ・（不備の改善後の）再申請が行われた結果、審査が10月以降となった。

「より高い規律付け」を実現するためのjicpaの取組①

● 「適格性の確認ガイドライン」の改正

- ▶ 品質管理委員会、上場会社等監査人登録審査会の委員への求意見、6/19～7/19の草案公開（会員限定）を踏まえ、当該ガイドラインの改正を行った。
- ▶ 改正の概要は次のとおり。10/1以降の新規登録申請者に対しては、改正版のガイドラインに沿って審査を実施する。

- (1) 「監査に関する品質管理基準」や、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」などを参考にして、ガイドラインの項目立てについて整理
- (2) 公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第93条、第95条及び第96条に定めのある事項について、2024年7月1日以後順次対応が求められることを踏まえ、着眼点及び判断基準の新規追加を実施
- (3) 上場会社等監査人登録審査会における議論や、2023年度の品質管理レビューの実績を踏まえ、職業倫理及び独立性に関する事項など、着眼点及び判断基準が定められていなかった事項又は着眼点及び判断基準について拡充する必要があると考えられた事項について、新規追加又は拡充を実施
- (4) ガイドラインを利用して体制の整備を行おうとする監査事務所の参考となるように、着眼点及び判断基準の記載の具体化又は例示の追加を実施

「より高い規律付け」を実現するためのjicpaの取組②

● 「登録上場会社等監査人向け推奨研修」の改訂

- ▶ 2024年6月のモニター会議における意見「受講すべき研修プログラムの指導を行う際は、職位や責任を問わず一律に同じメニューを推奨するのではなく、判断を行うトップ層とスタッフ層で色分けを明確にするのが良い」を踏まえ、研修プログラムの改訂に当たっては、[社員等推奨]の項目を新設し、社員等（＝社員（個人事務所においては代表者・監査責任者））に推奨したい研修を明記する対応を行った。

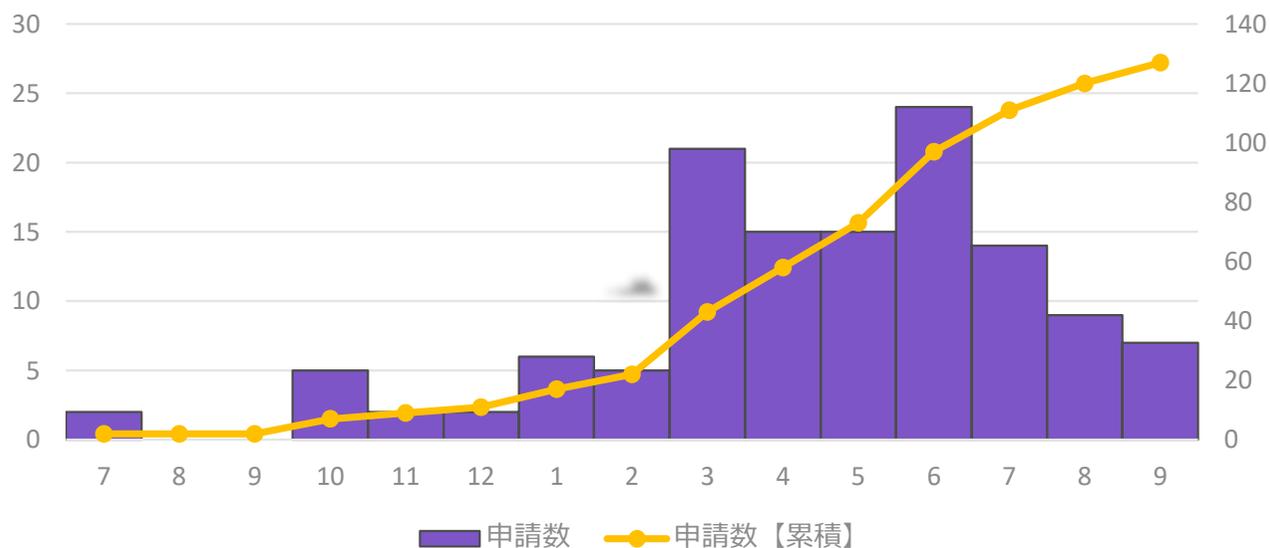
登録申請者及び登録上場会社等監査人にとって参考となる研修項目

講座分類	教材コード	講座名	単位数	内容	社員等推奨	【参考】研修開催日
1-1.倫理（職業倫理）	E012220	中小監査事務所を取り巻く監査環境の変化と倫理規則の改正について	2	・倫理規則の改正内容 ・倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」 ・公認会計士法改正の概要、昨今の監査関係の動向、中小事務所に今後影響すると考えられる事項	★	2023/02/27
	E012280	【夏季全国研修会】公認会計士の職業倫理について ―最近の相談事例等を踏まえて―	2	・「倫理ヘルプライン」に会員から寄せられた相談事例 倫理に関する最近の動向	★	2023/08/17
	 E012310	【秋季全国研修会】倫理規則改正及び倫理規則実務ガイダンスについて	2	・倫理規則の改正内容 ・倫理規則実務ガイダンス「倫理規則に関するQ&A」	★	2023/10/13
	 E012350	【冬季全国研修会】公認会計士に求められるマナー・ローンダリング等対策～改	1	・改正犯罪収益移転防止法の概要 ・マナー・ローンダリング等防止のための対応	★	2023/12/07

※改訂版の研修プログラムイメージ

(参考) 上場会社等監査人登録審査会における申請の状況

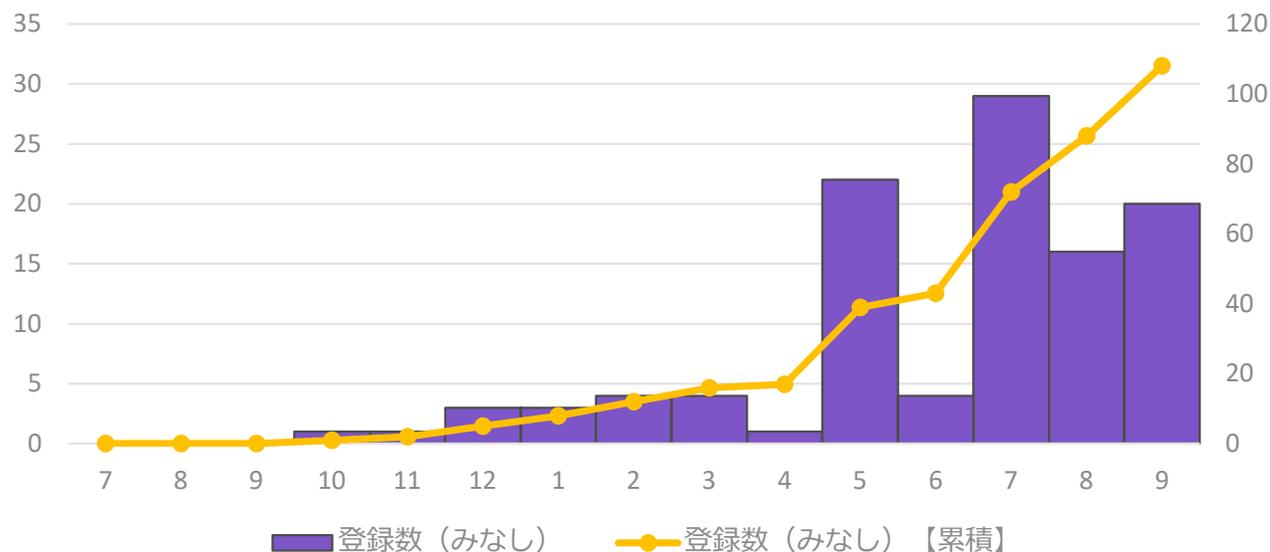
各月の申請件数 (2023/7~2024/9)



	2023年						2024年									合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
申請数	2	0	0	5	2	2	6	5	21	15	15	24	14	9	7	127
累積	2	2	2	7	9	11	17	22	43	58	73	97	111	120	127	

(参考) 上場会社等監査人登録審査会における審査（登録）の状況

各月の登録件数（2024/7～2024/9）



	2023年						2024年									合計
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
登録数	0	0	0	1	1	3	3	4	4	1	22	4	29	16	20	108
累積	0	0	0	1	2	5	8	12	16	17	39	43	72	88	108	

2024年10月1日

日本公認会計士協会
会長 茂木 哲也

上場会社等監査人登録制度に係る対応について

2023年4月1日の改正公認会計士法の施行により、「上場会社等監査人登録制度」が導入されました。当協会では、上場会社の監査品質の一層の向上を求めるものとして法律による高い規律付けを行う制度枠組みを導入すべきとされた法改正の趣旨を実現するため、監査事務所に対する指導と支援の両輪で対応を進めてきました。指導の面では、2023年6月に登録に必要な体制整備を具体化した「上場会社等の監査を行う監査事務所の適格性の確認のためのガイドライン」を公表し、40名を超える常勤の品質管理レビューアーにより、各監査事務所の品質管理体制を含む業務管理体制についての点検及び必要な指導を行ってきました。その上で、品質管理委員会における適格性の確認、上場会社等監査人登録審査会における登録の審査という体制で登録審査を進めてきました。また、支援の面では、中小監査事務所連絡協議会を通じ、登録申請に関する相談窓口の開設、対話型研修会を開催し、監査事務所の品質管理体制、人的体制、ITの利用に伴う体制整備など、各種支援策の実施、情報提供等を行ってきました。

このような対応を進める中で、法令において定められたみなし登録上場会社等監査人の登録申請の提出期限が2024年9月30日で終了しました。

本日時点で、上場会社等監査人登録審査会において登録の審査が完了し、上場会社等監査人名簿への登録を受けた監査事務所は112事務所（みなし登録上場会社等監査人以外からの申請で登録が認められた4事務所を含む。）となりました。これらの監査事務所は、上場会社の開示情報の信頼性を確保し、我が国資本市場の発展に寄与すべく、上場会社の監査を公正かつ的確に遂行するための品質管理体制を整備した監査事務所となります。

当協会としては、引き続き、登録を受けた上場会社等監査人に対して、登録申請に当たって整備した体制の運用状況の確認を行うとともに、改訂品質管理基準などの新たな基準への対応状況の確認や監査業務における品質管理状況の確認を行っていくことで、自主規制機関として、今後も、ステークホルダーの皆様の期待に応え、求められる品質管理の水準の変化へも対応していく所存です。

なお、現在、みなし登録上場会社等監査人として登録されている事務所（[登録上場会社等監査人情報](#)参照）は、2024年9月30日までに登録申請された事務所であり、今後、上場会社等監査人登録審査会において登録の可否が審議されることとなりますので、登録審査の状況にご留意いただけますようお願いいたします。

以上

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

個別事案審査制度の運営状況

自主規制モニター会議

2024/10/29



監査・規律審査会の運営状況

監査・規律審査会

対象期間：2024年4月1日～2024年9月30日

監査・規律審査会の審議状況

(委員17名：うち会員15名、会員外2名)

開催回数：13回

	監査事案	倫理事案
繰越事案	23事案	11事案
新規事案	4事案	7事案
終了事案	19事案	11事案
次月繰越	8事案	7事案

監査・規律審査会の終了事案 結論の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	19事案	問題なし	9事案
		改善勧告	5事案
		綱紀回付	4事案
		取下げ	1事案 ※1
倫理事案	11事案 ※2	問題なし	2事案
		改善勧告	2事案
		綱紀回付	9事案
		その他	1事案 ※3

- ※1 長期中断事案について裁判の結果等を受けて、取り下げた。
- ※2 同一の事案で関係会員ごとに複数の結論が出る事案があるため、案件数と結論に差異が生じている。
- ※3 公認会計士法第4条（欠格条項）に該当したことによる登録抹消により、調査を終了した。

綱紀審査会の運営状況

綱紀審査会

対象期間：2024年4月1日～2024年9月30日

▶ 綱紀審査会の審議状況

(委員7名：うち会員5名、会員外2名)

開催回数：13回

繰越事案	2事案
新規事案	14事案 ※1
終了事案	8事案 ※2
次月繰越	8事案

▶ 綱紀審査会の終了事案 8事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監查事案	—	—	—
倫理事案	8事案 ※3	処分なし	1事案
		改善勧告	1事案
		懲戒処分	—
		戒告	1事案
		会員権停止	6事案
		退会勧告	1事案

※1 期首に綱紀審査要請手続中の事案が1件あり、監査・規律審査会の終了事案（13件）と差異が生じている。

※2 終了事案の事案数は、綱紀審査結果申渡し日を基準としている。

※3 同一の事案で複数の関係会員がいる場合、関係会員ごとに異なる結論が出るため、事案数と結論に差異が生じている。

適正手続等審査会の運営状況

● 適正手続等審査会

- 綱紀審査会（品質管理委員会）から処分内容を申し渡された関係会員からの審査申立てを審査する。（申立事由に限る審査で、処分内容の再審査ではない。）
- 関係会員からの審査申立てに正当性があるときは、綱紀審査会（品質管理委員会）に事案を差し戻し、正当性が認められないときは申立てを棄却する旨を会長に報告する。

● 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定等

※ 2023年4月1日以後は、法改正に伴う新制度により、品質管理レビュー制度については行政不服審査の対象となることから、当審査申立ての対象外となっている。

● 審査申立ての要件

結論に影響を及ぼす「手続違反」「重大な事実誤認」「新たな事実の判明」があった場合

適正手続等審査会の運営状況

適正手続等審査会

対象期間：2024年4月1日～2024年9月30日

▶ 適正手続等審査会の審議状況

(委員5名：うち会員2名、会員外3名)

開催回数：4回

繰越事案	2事案	※
新規事案	1事案	
終了事案	1事案	※
次月繰越	2事案	

▶ 適正手続等審査会の終了事案 1事案の内訳

品質管理委員会が決定した措置等に対する申立て事案

事案種類	事案数	結論
監查事案	—	—
倫理事案	—	—
品管事案	1事案	棄却

棄却により、品質管理委員会における結論が確定する

※ 品質管理レビュー制度を対象とする事案：1件

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会